

奈良齒科衛生士専門学校 学則細則

(目的)

第1条 本校学則を運営していくに必要な事柄を細かく設定し、運営を正確且つ円滑に行わしめるにある。

(成績の評価)

第2条 学則第10条に定める成績の評価は次の各項により行う。

- (1)各授業科目を履修した学生に対して学科試験を行う。
- (2)学科試験は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (3)学校長は、学科試験の成績が60点未満である学生に対しては再試験を行う事ができる。
- (4)学校長は病気その他のやむを得ない事情により学科試験を受験できなかった学生に対しては追試験を行うことができる。
- (5)再試験、追試験に不合格となった学生に対しては、再々試験を行うことができる。
- (6)再試験、再々試験及び追試験の受験料は、1回3,000円とする。
- (7)再試験、再々試験及び追試験実施の日時は、実施日の1週間以上前に受験生に通告する。
- (8)再試験、再々試験及び追試験を受験しようとする学生は、実施日の前日までに再・追試験願(様式第12号)に受験料を添えて提出しなければならない。但し、一旦納めた受験料は如何なる理由であっても返金しない。

2各授業科目について、出席日数が授業時間数の3分の2に達しない学生は当該科目の単位は取得できない。

3成績の評価は学科試験、実習の状況、提出物、出席状況を総合的に判断し評価するものとし80点以上を優、79点から70点を良、69点から60点を可、60点未満を不可とする。優、良及び可を合格とし、当該科目の単位を与える。

4当該学年で成績の評価によって1科目のみ単位が取得できなかった学生に対しては、学年度末に特別試験を実施することができる。

受験しようとする学生は、実施日の前日までに受験料5,000円を添えて所定の届け出を提出し、学校長の許可を得なければならない。これに合格すれば当該科目の単位取得を認める。

5成績評価における客観的な指標の算出方法については以下のとおりとする。

各授業科目において、学科試験、実習の状況、提出物、出席状況を総合的に判断して算出した成績評価点(100点満点)について、当該学年の全科目分を合計して平均の算出を行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第3条 入学前の既修得単位の認定について以下のとおりとする。

2認定する単位は、本校の教育課程に定める基礎分野の科目に限る。

3申請を希望する学生は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1)既修得単位認定申請書(様式第13号)
- (2)単位を取得し卒業した大学の成績証明書
- (3)教授内容が記載された書類

4 単位認定にあたっては教員会で審議の上、学校長が決定する。

(欠席・遅刻・早退)

第4条 学生が欠席・遅刻・早退をする場合は、原則として事前に学校長に欠席届(様式第7号)、遅刻・早退届(様式第14号)により届け出ることとし、その取り扱いについては次の各号によるものとする。

- (1)遅刻については、始業時刻20分までの遅刻を遅刻とし、20分以上の遅刻を欠課1とする。遅刻を3回、欠課1を2回で3時間の欠席とする。
- (2)早退については、終業時刻20分までの早退を早退とし、20分以上の早退を欠課1とする。早退を3回、欠課1を2回で3時間の欠席とする。

(臨地・臨床実習の補習)

第5条 欠席した者は、欠席日数1日に対して2日の補習実習を受けなければならない。ただし、補習実習は本校の休業日に実施する。

(臨時休業)

第6条 本校学則第8条に定める休業日の他、交通ストライキ、非常災害等の場合は、学校長は臨時に休業させることができる。

- (1)午前7時現在交通ストライキ続行中、又は奈良市もしくは居住地の市町村に「特別警報」「暴風警報」が発令されている場合。但し、午前11時まで上記の事項が消滅した場合は、午後の授業を実施する。(臨床実習についてはこの限りでない)
- (2)授業途中で警報が発令された場合は学校長の指示にしたがう。
- (3)その他、学校長が必要と認めた場合は前項の外、臨時に休業させることができる。

(出席扱いの特例)

第7条 学生が次の各項に該当する場合は、各所定日数を欠席扱いにしない。

- (1)喪に服するとき 配偶者及び1親等 5日間
2親等 2日間
- (2)天災その他の災害を被ったとき 必要と認める期間
- (3)学校保健安全法施行規則第18条に定める第一種、第二種、第三種感染症に罹患した場合は、医師の許可が得るまでの期間

(進級・卒業)

第8条 進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定の上、教員会の

審議を経て、学校長が行う。

2 学校長は当該学年で履修すべき、専門基礎分野及び専門分野科目の単位を取得していない学生の進級を認めない。

3 留年した学生は、履修すべき科目以外に、希望すれば当該学年の授業科目を、学校長の許可を得て受講することができる。(様式第 15 号)

4 学校長は、病気・負傷により、各授業時間数の 3 分の 1 以上欠席した学生に対して、時間外の補習又は卒業延期等の方法により進級・卒業を認める事ができる。

(入学志願手続)

第 9 条 学則第 15 条に定める入学志願手続で入学志願者が提出しなければならない書類は次の通りとする。

2 学校長推薦入学試験による志願者が取り揃えるものは次のものとする。

- (1) 入学願書(様式第 1 号)
- (2) 出身高校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書又は調査書
- (3) 写真 2 枚 (出願前 3 ヶ月以内に撮影した正面無帽上半身のもの)
- (4) 推薦書(様式第 2 号)
- (5) 入学検定料

3 社会人推薦入学試験による志願者が取り揃えるものは次のものとする。

- (1) 入学願書(様式第 1 号)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書又は調査書
- (3) 写真 2 枚 (出願前 3 ヶ月以内に撮影した正面無帽上半身のもの)
- (4) 自己推薦書(様式第 3 号)
- (5) 入学検定料

4 一般入学試験による志願者が取り揃えるものは次のものとする。

- (1) 入学願書(様式第 1 号)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書又は調査書
- (3) 写真 2 枚 (出願前 3 ヶ月以内に撮影した正面無帽上半身のもの)
- (4) 入学検定料

(入学試験の実施)

第 10 条 学則第 14 条に定める入学試験は次の各項により実施する。

2 学校長推薦入学試験の内容は次のとおりとする。

- (1) 適性検査
- (2) 面接
- (3) 書類審査(最終学校の調査書、又は成績証明書)

3 社会人推薦入学試験の内容は次のとおりとする。

- (1) 適性検査
- (2) 面接
- (3) 書類審査(最終学校の調査書、又は成績証明書)

4 一般入学試験の内容は次のとおりとする。

- (1) 学科試験 国語 英語
- (2) 適性検査
- (3) 面接
- (4) 書類審査(最終学校の調査書、又は成績証明書)

5 入学志願者に対して、入学試験の成績及び最終学校の調査書又は成績証明書を総合して選考し、入学試験委員会の議を経て学校長が入学を許可する。

6 入学試験委員会は教員、役員で組織する。

(転入学)

第 11 条 転入学を希望する者は、次項の書類を学校長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願書(様式第 6 号)
- (2) 所属責任者の承諾書
- (3) 在学校の教育課程及び履修証明書

2 学校長は、書類審査及び面接を行い、教員会での審議の上、転入学を許可することができる。

(各種証明書)

第 12 条 学生及び卒業生が次の各項の証明書の発行を希望する場合は、証明書発行願(様式第 17 号)と本人確認ができる証明書(運転免許証等)と所定の発行手数料を添えて学校長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書	無料		
(2) 成績証明書	学生 無料	卒業生	500円
(3) 卒業見込証明書	無料		
(4) 卒業証明書	学生 無料	卒業生	500円
(5) 身分証明書	入学時無料	紛失時	1,000円

(聴講生制度)

第 13 条 本学校を卒業した後、厚生労働省の施行する歯科衛生士国家試験に合格するまでの間、本校にて講義を受講する者(以下「聴講生」とする)は、次の各項のとおり実施する。

- (1) 聴講生になろうとする者は、聴講願書(様式第 18 号)に必要事項を記入し、学校長の許可を受けなければならない。
- (2) 聴講生はあらかじめ受講する科目、日時を学校長に届出なければならない。
- (3) 聴講期間は、単年度間とし、授業料は年間 10 万円とする。
- (4) 聴講生は奈良歯科衛生士専門学校の図書室を利用することができる。
- (5) 聴講生は本条に定めるものの他、本校の学則を準用する。

様式一覧表

第1号	入学願書
第2号	推薦書
第3号	自己推薦書
第4号	誓約書（学則第16条関係）
第5号	変更届（学則第18条関係）
第6号	転入学願書（学則第19条関係）
第7号	欠席届（学則第20条関係）
第8号	休学届（学則第21条関係）
第9号	復学届（学則第22条関係）
第10号	退学届（学則第24条関係）
第11号	入学辞退届（学則第26条関係）
第12号	再・追試験願
第13号	既修得単位認定申請書
第14号	遅刻・早退届
第15号	特別受講願
第17号	証明書発行願
第18号	聴講願書

附 則

- 1 本学則細則は平成2年4月1日より施行する。
- 2 本学則細則は平成4年4月9日より施行する。
- 3 本学則細則は平成4年8月6日より施行する。
- 4 本学則細則は平成5年4月1日より施行する。
- 5 本学則細則は平成8年4月1日より施行する。
- 6 本学則細則は平成10年4月1日より施行する。
- 7 本学則細則は平成13年6月1日より施行する。
- 8 本学則細則は平成17年4月1日より施行する。
- 9 本学則細則は平成18年4月1日より施行する。
- 10 本学則細則は平成22年4月1日より施行する。
- 11 本学則細則は平成23年4月1日より施行する。
- 12 本学則細則は平成30年4月1日より施行する。
- 13 本学則細則は平成31年4月1日より施行する。
- 14 本学則細則は令和2年4月1日より施行する。
- 15 本学則細則は令和3年4月1日より施行する。
- 16 本学則細則は令和6年4月1日より施行する。